

**臓器移植法改正後の移植医療の  
体制整備に関する提言  
改訂版**

**2010年3月1日**

**臓器移植関連学会協議会**

## 臓器移植関連学会協議会

日本医師会（平成22年1月15日現在回答保留）

日本移植学会

日本運動器移植・再生医学研究会

日本肝移植研究会

日本肝臓学会

日本救急医学会

日本胸部外科学会

日本外科学会

日本呼吸器学会

日本呼吸器外科学会

日本集中治療医学会

日本循環器学会

日本消化器病学会

日本小腸移植研究会

日本小児栄養消化器肝臓学会

日本小児科学会

日本小児肝臓研究会

日本小児救急医学会

日本小児外科学会

日本小児循環器学会

日本小児腎不全学会

日本心臓移植研究会

日本腎臓学会

日本心臓血管外科学会

日本心臓病学会（平成22年1月15日現在回答保留）

日本心不全学会

日本脾・脾島移植研究会

日本臓器保存生物医学会

日本組織移植学会

日本透析医学会

日本糖尿病学会

日本脳神経外科学会

日本泌尿器科学会

日本麻酔科学会

日本臨床腎移植学会

（順不同）

# 目 次

はじめに	1
I. 基本的な問題点の指摘	3
1. 「臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）」と「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」における論理的側面からの矛盾点	3
2. 同じく医療現場からの矛盾点	4
II. 現在考えられる標準的な手順	6
III. 標準的な手順に関する課題	8
1. 「臓器提供の可能性」の意思を確認するオプション提示に関する問題	8
2. 臓器提供の意思がない（提供を拒否していた）ことの確認方法に関する問題	9
3. 提供施設拡大と臓器提供のための転院に関する問題	10
4. 臓器提供の意思確認を行う対象となる家族に関する問題	11
5. レシピエント選定のタイミングに関する問題	12
6. 脳死判定手続きの支援を行う専門医に関わる問題	13
7. ドナー管理に関わるメディカルコンサルタントについて	15
IV. 臓器提供を行う施設に関する諸問題	16
1. 法的脳死判定およびドナー管理を含む人的、時間的な負担に関わる問題	16
2. 事後検証の対象症例数の増加などに関わる諸問題	17
V. 小児に固有な諸問題	17
1. 小児救急医療体制に関する問題	18
2. 小児特有の倫理的側面（虐待などを含む）に関する問題	20
3. 脳死下臓器提供を行う施設に関わる問題	21
4. 臓器提供施設における小児ドナーのコーディネーション、両親に対するケア（看取りなどを含む）に関わる問題	22
5. 小児脳死判定とその基準に関する問題	23
6. 小児レシピエントへの優先措置	24
参考文献	25



I. 臓器移植ネットワークシステムの基本的なあり方	26
1. 臓器提供時の業務、並びに病院開発に関係するシステムのあり方	26
2. 臓器提供時の業務、並びに病院開発に直接関係しない移植システムの基本的なあり方	27
3. 移植システムの経済的基盤と体制	28
II. 臓器移植ネットワークシステムの現体制と将来	30
1. 本部・支部	30
2. 都道府県コーディネーター	31
3. 院内コーディネーター	32
4. 移植関連検査体制	33
III. コーディネーターの教育・質の向上；資格認定	34
1. コーディネーター採用前の教育（将来の採用資格）	34
2. 臓器移植研修センターの設置	35
3. 都道府県コーディネーター採用後の研修	37
IV. 都道府県コーディネーターの採用方法	40
V. 移植システムの標準的手順について	41
1. 基本的手順	41
2. 意思確認における拒否の確認・登録手順	43
3. 意思確認後の家族対応（看取り医療を含む）	43
4. 提供後ドナー家族の対応	44
VI 臓器斡旋経費（仮称）	45
参考文献	47
委員名簿	48

※本冊子では「臓器の移植に関する法律」を「臓器移植法」、「臓器の移植に関する法律施行規則」を「施行規則」、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)」を「指針」と略記して表現している。

## はじめに

「臓器の移植に関する法律」が2009年7月に改正された。この改正臓器移植法により、脳死となった患者から移植用臓器を摘出することが、家族の書面による同意などによって実行可能となった。この点が旧法との大きな相違点であり、実際には2010年7月から改正臓器移植法が施行されるため、「臓器の移植に関する法律施行規則」、「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針（ガイドライン）」を変更することが求められる。これらは行政側に課せられた重要な案件であって、かつてそれらが作成されたと同じように、それらの基本的な骨格について新たな議論も始まっていると思われる。

しかし、医療現場での脳死判定や移植医療に関する諸々の作業に携わる医療者にとって、言わば“行政から降りてくる”それらの規則や指針については、合理的とは思われない内容や手順などが含まれていて、現場における“混乱の元”という評価も否めなかった。勿論、旧法の成立以来、脳死下での臓器提供を行い、移植手術に繋げるまでに、関係する各位の努力やボランティア的な奉仕については多大なものがあるが、このことは裏を返せば、この分野における人的資源の不足などへの指摘となる。この課題も俎上に載って久しい。

このような矛盾を整理し、規則や指針についてであれば、行政の担当部局に合理的な考え方などを提案として“挙げていく”作業も意義あることと考える。小児ドナーから移植用臓器の摘出例が急に増加するなど考えにくいかも知れないが、それでもこの10年に経験されたと同数のドナーが、改正臓器移植法によって1年の内に得られるだろうという試算もある。臓器を提供する施設、斡旋に当たる日本臓器移植ネットワーク、移植手術を行う施設などにとっての負荷は増しこそすれ、決して減ることはなく、従って、今までにも増して丁寧で確実な対応を心がけねばならないと思われる。

ここでは「臓器提供施設における諸問題と標準的な手順」と「臓器移植ネットワークシステムにおける諸問題と標準的な手順」とについて検討を経た成果が盛り込まれている。前者の「I. 基本的な問題点の指摘」以下、テーマごとに問題を整理するなどして、それぞれについて今後の方策などへの言及を試みている。

これらを踏まえた提言を昨年末に行ったところ、関連学会から様々なご意見をいただき、それらを踏まえて再度提言の検討を行った。特に、これまで数多くの脳死下臓器提供に関わってきた日本救急医学会、日本脳神経外科学会と、および



法律の改正に伴い小児からの脳死下臓器提供が新たに可能になった小児については、日本小児科学会と日本小児救急医学会から真摯なご意見をいただき、それぞれの学会から検討委員会委員として加わっていただき再検討をおこなった。ここでは現場の意見を充分取り入れ、また社会から誤解をまねかないように文面にも配慮した検討を重ねた。特に小児に関しては、小児救急医療体制の問題点の指摘とこれからの対応策、さらには小児についての倫理的な側面の問題点についてこれまでより掘り下げて検討を行い、これからの小児臓器移植医療のあり方について具体的な方策を明示した。

このように改正法の下で臓器提供を行うに当たり、臓器移植に関連する諸学会が協力して問題点を整理し、提言等を行っている。関係の各位にはその立場に応じて熟読されて、活用されることを切望する。

尚、これまで当協議会は、施行規則ならびに指針など関連法規の策定を念頭に入れ、臓器提供施設ならびに移植ネットワークシステムの体制整備を中心に提言を作成してきた。今後は、移植実施数の増加に対応できるように、移植実施施設の体制整備やレシピエントコーディネーターの育成などについても検討し、提言を行う所存である。